

特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(騒音規制法及び愛媛県公害防止条例)

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼 間	夕	夜 間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下	45デシベル 以下
第2種区域	50デシベル 以下	60デシベル 以下	50デシベル 以下	45デシベル 以下
第3種区域	65デシベル 以下	65デシベル 以下	65デシベル 以下	50デシベル 以下
第4種区域	70デシベル 以下	70デシベル 以下	70デシベル 以下	60デシベル 以下

備考1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

2 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。